

臨時報告書

東京電力株式会社

701001

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した臨時報告書のデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年7月31日
【会社名】	東京電力株式会社
【英訳名】	The Tokyo Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	取締役社長 勝俣 恒久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(4216)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務グループマネージャー 武田 晋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
【電話番号】	03(4216)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務グループマネージャー 武田 晋
【縦覧に供する場所】	東京電力株式会社 神奈川支店 (横浜市中区弁天通1丁目1番地) 東京電力株式会社 埼玉支店 (さいたま市浦和区北浦和5丁目14番2号) 東京電力株式会社 千葉支店 (千葉市中央区富士見2丁目9番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目3番17号)

1【提出理由】

当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象が発生したため、証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものである。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日及び内容

平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により、柏崎刈羽原子力発電所において、起動操作中の2号機及び運転中の3、4、7号機の原子炉が自動停止した。また、3号機所内変圧器にて火災が発生するとともに、6号機原子炉建屋天井クレーン走行伝動用継手部の破損等の設備被害を確認した。さらに、1号機から7号機の原子炉建屋オペレーティングフロアにおける溢水、6号機からの放射性物質を含む水の漏えい及び7号機主排気筒からの放射性物質の放出を確認したが、これらによる周辺環境への影響はない。

この地震により、平成19年7月16日に経済産業大臣より、今回の地震による最大加速度が、想定していた値を超えていることが判明したことから、発電所の安全が確認されるまで全号機の運転再開見合わせの指示を受けた。また、平成19年7月18日に柏崎市長より、全号機の危険物貯蔵施設等を対象に、消防法に基づく緊急使用停止命令を受けた。

今回、設計時の最大加速度を大幅に上回る地震が発生したものの、起動操作中及び運転中のプラントは上記のとおり全て正常に自動停止しており、また、全プラントの原子炉建屋内及び屋外設備については、平成19年7月19日までに目視点検を終了し、その時点で原子炉の安全に係わる特段の異常は確認されていない。

本報告書提出日現在において、設備健全性の確認、耐震安全性の評価等に一定期間を要することから、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働時期の見通しは立っていない。

(2) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

柏崎刈羽原子力発電所の全プラントが年度を通して停止した場合、当社及び連結会社の平成20年3月期通期の損益への影響は、主に燃料費等の増加などにより2,820億円程度と見積もっている。

なお、この影響額については、今後の原子力発電所の復旧に要する修繕費が含まれていない等、本報告書提出日現在において入手可能な情報及び将来の不確実な要因に係る仮定を前提としているため、今後変動する可能性がある。